



平成 25 年 7 月 19 日

各 位

会 社 名 ユ ア サ 商 事 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 悦郎
(コード番号 8074 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 高橋 宣善
(T E L . 03 - 3665 - 6525)

取締役、監査役及び執行役員に対する
株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の割当てに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 19 日開催の取締役会において、当社の株価や業績との連動性をより高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することにより、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）及び執行役員に対して、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集新株予約権の名称

ユアサ商事株式会社 2013 年度株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）

2. 募集新株予約権の総数

550 個 （うち取締役（社外取締役を除く。）9 名に対し 254 個、監査役（社外監査役を除く。）2 名に対し 30 個及び執行役員 19 名に対し 266 個）

上記総数は割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は 1,000 株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日以後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、合併、会社分割その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告ま

たは通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成25年8月9日から平成55年8月8日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める募集新株予約権を

行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 6. に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の取得条項

下記 11. に準じて決定する。

- (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記 10. に準じて決定する。

9. 募集新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 5. の期間内において、原則として当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利開始日」という）から当該権利開始日より 10 日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合（ただし、②については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

- ①新株予約権者が平成 54 年 8 月 8 日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成 54 年 8 月 9 日から平成 55 年 8 月 8 日まで

- ②当社が消滅会社となる合併契約の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表取締役社長の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から 10 日間

- (3) 募集新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。

- (4) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

11. 募集新株予約権の取得事由及び取消の条件

- (1) 割当てを受けた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割り当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

- ①取締役及び執行役員

(イ) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社取締役及び執行役員を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

(ロ) 上記のほか、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

- ②監査役

(イ) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社監査役を解任され、当社監

査役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合
 (ロ) 上記のほか、当社監査役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

- (2) 割当てを受けた者が平成 26 年 5 月 31 日までに、当社取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した場合、割り当てられた新株予約権のうち、次の算式により算出された個数の新株予約権を当社が無償にて取得する。この場合、当社はいつでも取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。ただし、平成 25 年 8 月 8 日から平成 26 年 5 月 31 日までに当社取締役、監査役及び執行役員が死亡したまたはやむを得ない事由によって退任した場合には、当該期間の全部または一部をその在任期間として計算することができる。

$$\text{当社が取得する新株予約権の個数} = \frac{\text{12 カ月－平成 25 年 6 月 1 日から当社取締役、監査役及び執行役員の地位喪失の日の属する月までの月数(ただし、月の途中で地位を喪失した場合、当該日も 1 カ月として計算する)}}{12 \text{ カ月}} \times \text{当社取締役、監査役及び執行役員に割り当てられた新株予約権の個数}$$

- (3) 当社が消滅会社となる合併契約の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表取締役社長の決定がなされた場合）、承認の翌日から 10 日間が経過する日まで権利行使されなかった新株予約権は、10 日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。
- (4) 当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

募集新株予約権の払込金額は、以下のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額に基づく割当対象者の払込債務は、新株予約権の割当日において、新株予約権の引き受けを条件に割当対象者に付与される当社に対する報酬債権をもって相殺するため、新株予約権と引換えに金銭の払込みをすることは要しない。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1 株当たりのオプション価格(C)
 (2) 株価(S)：平成 25 年 8 月 8 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
 (3) 行使価格(X)：1 円
 (4) 予想残存期間(T)：2.6 年
 (5) ボラティリティ(σ)：過去 2.6 年間(平成 23 年 1 月 2 日から平成 25 年 8 月 8 日まで)の各週の最終取引日及び平成 25 年 8 月 8 日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

- (6) 無リスクの利子率(r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り(q): 1株当たりの配当金(平成26年3月期の配当予想)÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数($N(\cdot)$)
13. 募集新株予約権を割り当てる日
平成25年8月8日
14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
払込みの期日は平成25年8月8日とする。
15. 募集新株予約権の行使請求及び払込みの方法
- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16.に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式の行使価額の全額(以下「払込金」という)を、現金にて下記17.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という)に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
16. 募集新株予約権の行使請求受付場所
当社総務部(またはその時々における当該業務担当部署)
17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所
三菱UFJ信託銀行株式会社本店(またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)
18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等
募集新株予約権の行使の効力は、上記15.に定める新株予約権行使請求書に記載された日に生じるものとする。ただし、行使請求場所において受領された新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ払込金指定口座に入金されたときが、新株予約権行使請求書に記載された日より後れる場合には、新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ払込金指定口座に入金されたときに生じるものとする。
19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
20. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上